

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志木停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
志木市本町五丁目一九九三番一 地先から同市本町六丁目二四〇 三番二地先まで		区 間
一六・〇〇ㄱ 二八・七二	八・九三ㄱ 一九・七七	敷地の幅員 (メートル)
三二八・二七		延 長 (メートル)
		備 考